

## 平成25年第1回砂川市議会定例会

平成25年3月11日(月曜日)第1号

### ○議事日程

- 開会宣告  
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告  
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計補正予算  
議案第 4号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
議案第 5号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算  
議案第 6号 平成24年度砂川市病院事業会計補正予算  
[第1予算審査特別委員会]
- 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
水島美喜子議員  
増山 裕司議員  
議事日程報告  
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定  
自 3月11日 11日間  
至 3月21日
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計補正予算

議案第 4号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
議案第 5号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算  
議案第 6号 平成24年度砂川市病院事業会計補正予算  
[ 第1予算審査特別委員会 ]

○出席議員(13名)

議長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議員	一ノ瀬 弘 昭 君	議員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美 喜 子 君
	多比良 和 伸 君		土 田 政 己 君
	小 黒 弘 君		北 谷 文 夫 君
	尾 崎 静 夫 君		沢 田 広 志 君
	辻 勲 君		

○欠席議員(1名)

増 田 吉 章 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	栗 井 久 司
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	古 木 信 繁
建 設 部 技 監	山 梨 政 己

市立病院事務局長	小 俣 憲 治
市立病院事務局審議監	佐 藤 進
市立病院事務局審議監	氏 家 実
総 務 課 長	安 田 貢
広 報 広 聴 課 長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	湯 浅 克 己
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 井 久 司
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
事 務 局 主 幹	佐 々 木 純 人
事 務 局 主 幹	吉 川 美 幸

開会 午前10時00分

開会宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから平成25年第1回砂川市議会定例会を開会します。

開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。

日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員には、会議規則第78条の規定により、水島美喜子議員及び増山裕司議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月21日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は11日間と決定いたしました。

日程第3 主要行政報告

○議長 東 英男君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

1ページ、総務部総務課の関係では、2点目の災害時要援護者支援制度の開始について、2月1日より、介護認定を受けている者や障害者で、1人では避難所への移動が難しい市民に対する支援方法として「災害時要援護者支援制度」を開始したところであります。また、広報すながわ2月1日号及び市ホームページで登録申請方法等を周知し、社会福祉課

または介護福祉課の窓口等にて登録申請受け付けを開始したところであります。

次に、2ページ、広報広聴課の関係では、3点目の砂川市新年交礼会について、1月8日、砂川パークホテルにおいて開催し、288名の参加をいただいたところであります。

次に、7点目の(仮称)砂川SAスマートインターチェンジ地区協議会について、2月15日、第1回地区協議会を開催し、スマートインターチェンジの検討経緯、実施計画書(案)、今後のスケジュール等について協議したところであります。

次に、3ページ、8点目の砂川市地域公共交通会議について、砂川市における新たな公共交通の必要性等を含めた最適な公共交通のあり方について調査検討し、生活交通ネットワーク計画を策定するための実施主体となる砂川市地域公共交通会議を設置したところであります。また、2月21日に第1回会議を開催し、平成24年度砂川市地域公共交通会議予算(案)、砂川市の公共交通の現状と課題、地域公共交通確保維持改善事業の実施等について協議したところであります。

次に、4ページ、まちづくり協働課の関係では、1点目の砂川市協働のまちづくり指針の策定に向けた取り組みについて、1番、砂川市協働のまちづくり指針策定協議会の関係では、1月31日、第5回指針策定協議会を開催し、指針の素案、パブリックコメントの実施等について協議したところであります。

次に、6ページ、市民部市民生活課の関係では、9点目の「暴力団等の排除に関する協定書」の締結について、2月27日、砂川市暴力団排除条例に基づき、当市の公共事業等及び公の施設から暴力団等の排除措置を講じるため、砂川警察署において砂川警察署長と協定書を締結したところであります。

次に、7ページ、社会福祉課の関係では、1点目の生活困窮世帯年末見舞金の支給について、12月に民生児童委員を通じて85世帯に支給したところであります。

次に、11ページ、経済部商工労働観光課の関係では、5点目の砂川市地域通年雇用促進協議会について、通年雇用化の促進や季節労働者の能力開発の一助として、それぞれ記載のとおり通年雇用支援セミナーや季節労働者を対象とした介護資格取得研修を実施したところであります。

次に、13ページ、農政課の関係では、7点目の砂川市地域材利用推進方針について、1月30日、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国の基本方針及び北海道地域材利用方針に即して北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材を「地域材」と定義し、市の公共建築物における地域材の利用の促進に関する基本的な考え方を示す「砂川市地域材利用推進方針」を策定したところであります。

次に、15ページ、建設部建築住宅課の関係では、8点目のすながわハートフル住まいの助成金について、各事業の11月から1月までの交付件数及び交付金額は、1番、永く住まい住宅改修助成事業では8件、196万8,000円、16ページ目、2番、まちなか住まい等住宅建設または購入助成事業では5件、563万3,000円、3番、高

齢者等安心住まい住宅改修助成事業では5件、83万1,000円をそれぞれ交付したところであります。

次に、9点目の老朽住宅除却費助成事業について、11月から1月までの交付件数は2件、交付金額は20万4,000円を交付したところであります。

次に、17ページ、市立病院の関係では、2点目の附属看護専門学校受験状況について、平成25年度の推薦入学試験は10月24日、応募者11名に小論文・面接試験を実施し、10月31日に11名全員の合格を発表いたしました。また、一般入学試験は1月17日に1次試験、1月30日に2次試験を実施し、2月1日に33名の合格者を発表したところであります。

なお、16ページの「12件」を「5件」と言い間違えましたので、ご訂正をいたしたいと思ひます。

以上を申し上げます、主要行政報告といたします。

#### 日程第4 教育行政報告

○議長 東 英男君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君（登壇） 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告いたします。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の公立高等学校入試出願状況についてであります。2月13日、北海道教育委員会は出願変更後の平成25年度の公立高等学校入試出願状況を公表いたしました。本市が所属する空知北学区の出願状況は次のとおりであります。砂川高校は、間口数4間口、定員数160名に対し出願数121名、定員対比はマイナス39名であります。以上のとおり、砂川高校（普通科単位制）の出願状況は39名の定員割れとなっております。空知北学区内の普通科の出願数は、募集定員800名に対し出願数711名で89名の定員割れとなっております。

2点目の平成24年度全国学力・学習状況調査の結果についてであります。北海道教育委員会が公表した平成24年度全国学力・学習状況調査結果報告書を受け、砂川市教育委員会では砂川市全体の分析を行い、教育委員会、校長会、教頭会等に報告を行いました。

2ページをごらんいただきます。3点目の体罰に係る実態調査についてであります。北海道教育委員会は平成24年度中に発生した体罰の状況についての第1次調査を実施し、砂川市においては市内小中学校では発生していない旨を報告いたしました。今後2次調査として児童生徒、保護者への調査が予定されております。

続きまして、社会教育課所管について申し上げます。1点目の成人式についてであります。1月13日、地域交流センターゆうにおいて第65回成人式を開催いたしました。当日は、本年度の成人対象者163名中118名の出席があり、新成人の代表者で組織し

た世話人会が式の進行や交流タイムの企画運営などを務め、新成人にとって思い出に残る成人式となりました。

2点目のジャリン子自然体験学習（ワカサギ釣り）についてであります。2月9日、砂川オアシスパークにおいて、すながわ子どもセンター協議会と札幌開発建設部が主催し、NPO法人オアシス、砂川子ども水辺協議会、砂川オアシスパーク高度利用研究会の共催により、93名の親子、関係者の参加を得て開催いたしました。当日は、氷の下からワカサギが釣り上がるたびに歓声を上げ、冬の厳しい自然と触れ合いながら自然の大切さや環境を守る豊かな心を育む体験学習を行いました。

続きまして、3ページ下段の学校給食センター所管について申し上げます。1点目の食生活についてのアンケートの実施についてであります。「食生活についてのアンケート調査」を12月に市内小中学校の児童生徒全員を対象に行いました。アンケート調査の回収率は小学校の児童が98.7%、中学校の生徒が93.3%で、全体では96.8%で、前回調査した平成22年度より1.2ポイント上回っております。朝食の摂食率で「毎日朝食を食べますか」の問いでは、食べない日が多い（7.7%）と、いつも食べない（1.1%）を合わせて8.8%になっております。これは、前回の7.2%より朝食の摂食率が低下していることがうかがえます。今後は、このアンケート調査結果の分析等を行い、食生活の重要性について、学校関係部署等と連携しながら食育をより一層充実させてまいります。

以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

- 日程第5 議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第2号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第3号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
- 議案第4号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第5号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第6号 平成24年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第5、議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計補正予算、議案第4号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第5号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第6号 平成24年度砂川市病院事業会計補正予算の6件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第5号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,591万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億4,709万7,000円とするものであります。

第2条は、継続費の変更であります。8ページ、第2表、継続費補正に記載のとおり、石山団地建設工事について総額と年割額を補正するものであります。

第3条は、繰越明許費であります。9ページ、第3表、繰越明許費に記載のとおり、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策に沿った平成24年度補正予算に基づく西3条北通り改良舗装事業、宮川中央団地屋根・外壁改善事業及び宮川中央団地排水管改修事業について平成25年度に繰り越すものであります。

第4条は、債務負担行為の変更であります。10ページ、第4表、債務負担行為補正に記載のとおり、戸籍電子データ作成委託に係る限度額の変更及び認定農家支援資金利子補給(24年度資金)に係る期間及び限度額の設定を行うものであります。

第5条は、地方債の変更であります。11ページ、第5表、地方債補正に記載のとおり、公営住宅建設事業債から臨時財政対策債までについて1,160万円を補正し、補正後の限度額を10億950万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、国の補正予算によるもののほか、大部分が決算見込みによる事業費の確定によるものでありますので、主なもの並びに二重丸及び説明にアンダーラインを付してある新規事業を中心に説明をまいります。

失礼いたしました。第5条の地方債の変更の部分でありますけれども、訂正がございます。公営住宅建設事業債から臨時財政対策債までについて「1,160万円」と言いましたけれども、「1,660万円」の誤りでありました。訂正をお願い申し上げます。

戻らせていただきます。78ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費のうち用地確定測量業務委託料136万5,000円の補正は、未利用地を売却するための用地確定測量であり、用地買収費8万9,000円の補正は、旧JR上砂川線跡地を売却するため一般会計で土地開発基金から購入するものであります。社会福祉事業振興基金積立金209万5,000円及びまちづくり事業基金積立金636万4,000円の補正は、寄附金を基金に積み立てるものであり、財政調整基金積立金6,403万1,000円の補正は基金積み立てにより財源調整を図るものであります。

次に、82ページ、10目市民生活推進費で一つ丸、北地区コミュニティセンターの管理に要する経費のうち修繕料40万5,000円は、屋外雨水管の布設がえなどによる修繕料であります。同じく一つ丸、東地区コミュニティセンターの維持に要する経費のうち修繕料8万4,000円は、外壁の破損による修繕料であります。

次に、84ページ、2項1目徴税费で一つ丸、市税の賦課事務に要する経費のうち標準



宅地時点修正委託料5万3,000円の補正は、北海道が実施した平成24年7月1日時点での地価調査において地価の下落が見られたことから、適正評価のため標準宅地5地点の鑑定評価を行う委託料であります。

次に、90ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で一つ丸、民生委員の活動に要する経費のうち退任民生委員記念品1万5,000円の補正は、任期途中で退任となった3名の民生児童委員に対し、記念品を贈呈するためのものであります。

次に、92ページ、2目知的障害者福祉費で一つ丸、知的障害者自立支援に要する経費のうち自立支援給付費1,258万2,000円の補正は、生活介護、就労支援などの報酬単価の増額改定及び新体系定着支援事業に伴う増などでありあります。

同じく3目身体障害者福祉費で一つ丸、身体障害者自立支援に要する経費のうち自立支援医療費1,189万2,000円の補正は、1件当たりの医療費の増によるものであり、自立支援給付費607万2,000円の減は、療養介護及び生活介護の利用者の減によるものであります。

次に、94ページ、4目精神障害者福祉費で一つ丸、精神障害者自立支援に要する経費のうち自立支援給付費877万8,000円の減は、利用件数の減などによるものであります。

同じく5目老人福祉費で一つ丸、老人施設措置に要する経費の施設措置費671万9,000円の減は、養護老人ホーム入所者数及び利用月数の減によるものであります。

次に、96ページ、2項1目児童福祉費で一つ丸、児童の養育に要する経費のうち子どものための手当968万5,000円の減は、受給対象児童数の減によるものであります。同じく一つ丸、乳幼児等医療に要する経費のうち医療費扶助533万5,000円の減は、受診件数の減などによるものであります。

次に、98ページ、一つ丸、障害児対策に要する経費のうち障害児通所給付費376万円の補正は、通所人数の増などによるものであり、障害児相談支援給付費22万8,000円の補正は、児童福祉法の改正により障害児が通所サービスの利用に係る利用計画の作成が必要となったことから、指定障害児相談支援事業者の利用計画の作成に対する給付費であります。同じく一つ丸、子ども通園センターの運営管理に要する経費のうち備品購入費27万7,000円の補正は、経年により故障が発生しているパソコン及びストーブの更新によるものであります。

次に、100ページ、2目母子父子福祉費で一つ丸、母子父子福祉に要する経費のうち高等技能訓練促進費等給付金284万円の減は、申請がなかったことによるものであります。同じく一つ丸、ひとり親家庭等医療に要する経費のうち医療費扶助291万5,000円の減は、1件当たりの医療費の減によるものであります。

同じく3目保育所費で一つ丸、保育所の運営管理に要する経費のうち代替保育士等賃金850万円の減は、保育児童の減によるものであります。

次に、102ページ、3項1目生活保護総務費で二重丸、生活保護システム更新に要する経費の備品購入費2,046万2,000円の補正は、現行システムが導入後5年を経過し、新たな業務への対応を図ることができないことからシステムを更新するものであります。

同じく2目扶助費で一つ丸、生活保護費のうち医療扶助837万2,000円の補正は1人当たりの医療費の増によるものであり、施設事務費455万2,000円の補正は施設入所者の増によるものであります。

次に、104ページ、4款衛生費、1項2目予防費で一つ丸、感染症予防に要する経費のうち予防接種委託料326万5,000円の補正は、単独不活化ポリオワクチン、4種混合ワクチンの個別接種が開始されたことによる増が主なものであります。

次に、106ページ、4目環境衛生費で一つ丸、砂川地区保健衛生組合負担金1,256万1,000円の減は、1月から中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却炉で試験運用として可燃ごみの焼却を行っていることによる可燃ごみ焼却処理委託料が減となったことが主なものであります。

次に、108ページ、2項2目し尿処理費で一つ丸、し尿収集処理に要する経費のうち石狩川流域下水道組合負担金14万1,000円の補正は、組合が共同処理する事務に、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務が加わったことによる、構成市町の負担割合に応じて負担するものであります。

次に、112ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で一つ丸、農業振興事業に要する経費のうち施設野菜資材購入補助金130万円の減は、申請がなかったことによるものであり、青年就農給付金300万円の減は、対象者が予定より2名減となったことによるものであります。同じく二重丸、鳥獣被害対策に要する経費のうち獣害防止柵整備事業補助金188万5,000円の減は、獣害防止柵の設置費が全て国の補助対象となり、有害鳥獣対策連絡協議会に交付されることとなったことから、補助金全額を減額するものであります。

次に、114ページ、二重丸、中山間地域等直接支払に要する経費のうち中山間地域等直接支払交付金1,873万1,000円の減は、新たに交付金の対象となった緩傾斜地で実測を行った結果、傾斜地としての対象面積が減少したことなどによる減であります。

次に、116ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で二重丸、企業振興促進補助金1,865万円の補正は、企業施設を建設した3社に対する補助金であります。

次に、118ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で二重丸、道路橋梁の修繕工事費246万5,000円の減は、事業費確定による減であります。同じく一つ丸、除排雪に要する経費の除排雪等委託料2,726万9,000円の補正は、作業の見直し、燃料費、労務費の上昇などによる増であります。

次に、120ページ、二重丸、除雪機械整備に要する経費のうち除雪ドーザ購入費70

3万7,000円の減は、事業費確定による減であります。

同じく3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費5,647万4,000円の減は、事業費確定による減であります。同じく二重丸、道路橋梁新設改良事業費(緊急経済対策分)1,400万円の補正は、西3条北通り改良舗装工事について国の補正予算により前倒しして実施するものであります。

次に、122ページ、5項1目市営住宅管理費で一つ丸、市営住宅の管理に要する経費のうち修繕料320万円の補正は、雪害により破損したベランダの修繕などによるものであり、各工事費279万3,000円の減は、事業費確定による減であります。同じく一つ丸、改良住宅の管理に要する経費のうち各工事費664万7,000円の減は、事業費確定による減であります。

次に、124ページ、二重丸、改良住宅の管理に要する経費(緊急経済対策分)1億390万円の補正は、宮川中央団地屋根・外壁改善工事及び宮川中央団地排水管改修工事について国の補正予算により前倒しして実施するものであります。

同じく2目住宅管理費で二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費のうち、まちなか住まいる等住宅促進補助金354万円の減は、新築件数の減によるものであります。

次に、126ページ、5項3目市営住宅建設費で二重丸、石山団地建設事業費659万9,000円の減は、事業費確定による減であります。

次に、128ページ、9款消防費、1項1目消防費で一つ丸、砂川地区広域消防組合負担金683万1,000円の減は、人件費の減、緊急通信指令システム更新事業の事業費確定による減などによるものであります。

次に、130ページ、10款教育費、2項1目学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費のうち修繕料326万6,000円の補正は、中央小学校、北光小学校のプールろ過機など各小学校の施設などの修繕料であり、備品購入費397万5,000円の減は事業費確定による減であります。

次に、140ページ、6項1目給食センター費で一つ丸、学校給食の実施に要する経費のうち修繕料294万円の補正は、食缶洗浄機に故障が発生したことなどによる増であります。

次に、144ページ、11款公債費、1項2目利子で一つ丸、地方債償還利子537万円の減は、借り入れ利率の低下などによる減であります。

次に、146ページ、12款諸支出金、2項1目国保会計繰出金663万9,000円の減は、保険基盤安定分、財政安定化支援事業分の減及び職員給与費等分の増が主なものであります。

同じく2目下水道会計繰出金650万5,000円の補正は、修繕料の増などに伴う下水道事業分の管理運営費の増が主なものであります。

同じく3目病院会計繰出金5,728万6,000円の補正は、普通交付税分、特別交

付税分、看護学校分の増及び子ども手当分の減によるものであります。

同じく4目介護保険会計繰出金1,182万5,000円の減は、介護給付費分の減が主なものであります。

同じく5目後期高齢者医療会計繰出金991万2,000円の減は、事務費分、保険基盤安定分の減によるものであります。

次に、148ページ、13款職員費、1項1目職員費で一つ丸、職員の給与等に要する経費2,643万2,000円の減は、中途退職などによる給料、職員手当等の減、負担率の減などによる共済費の減が主なものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては13ページ、総括でご説明を申し上げます。1款市税で1,842万1,000円の補正は、個人市民税で所得割の増、法人市民税で均等割の増、固定資産税で償却資産の増、市たばこ税の増が主なものであります。

6款地方消費税交付金で1,656万7,000円の補正は、当初見込みより減少幅が少なかったことによる増であります。

10款地方交付税で4,924万7,000円の減は、普通交付税は当初41億4,100万円を見込んでいましたが、単位費用の減の影響などにより40億9,175万3,000円で確定したことによる減であります。

12款分担金及び負担金で868万3,000円の減は、保育所に係る児童福祉費負担金の減が主なものであります。

14款国庫支出金で1億303万3,000円の補正は、扶助費の増による知的障害者福祉費負担金、身体障害者福祉費負担金、生活保護負担金の増、社会資本整備総合交付金事業費補助金の事業費確定による減及び緊急経済対策による増、生活保護システム更新に係る生活保護適正実施推進事業費補助金、緊急経済対策において追加される公共投資の負担額等に応じて配分し、地域経済の活性化と雇用の創出を図る地域の元気臨時交付金事業費補助金の増、扶助費の減による児童福祉費負担金、精神障害者福祉費負担金の減が主なものであります。

15款道支出金で2,865万3,000円の減は、生活保護費負担金の減、中山間地域等直接支払事業及び青年就農給付金事業などに係る農業奨励費補助金の減が主なものであります。

16款財産収入で324万円の補正は、土地売払収入の増が主なものであります。

21款市債で1,660万円の補正は、公営住宅建設事業債の事業費確定による減、緊急経済対策分の追加による増、道路整備事業債の事業費確定による減及び緊急経済対策の追加による増、過疎地域自立促進特別事業債、臨時財政対策債の増に加え、起債のメニューの変更による総合体育館耐震改修事業債の減、緊急防災・減災事業債の増が主なものであります。

訂正をさせていただきます。16款財産収入で補正額「3,204万円」の補正を「3

24万円」と言い間違えましたので、訂正をお願いいたします。3,204万円の誤りがありました。

以上が歳入の主なものであります。なお、150ページに継続費に関する調書、152ページに債務負担行為に関する調書、154ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から議案第2号、議案第4号、議案第5号の3議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,583万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億4,181万3,000円とするものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。34ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で649万9,000円の増は、一般管理事務に要する経費の給料279万8,000円以下記載の件費の増によるものであります。

36ページをお開き願います。3項1目特別対策事業費で19万円の減は、医療費適正化対策に要する経費及び収納率向上対策に要する経費における事業費の確定によるものであります。

38ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費で5,600万円の増は、平成24年3月診療分から11月診療分までの9カ月間の対前年比で、約4%療養給付費が伸びていることによるものであります。

2目退職被保険者等療養給付費で350万円の増、3目一般被保険者療養費で40万円の増、4目退職被保険者等療養費で30万円の減は、いずれも医療費の増減によるものであります。

2項1目一般被保険者高額療養費で3,500万円の増は、件数及び1件当たりの高額医療費の増によるものであります。

40ページをお開き願います。2項2目退職被保険者等高額療養費で40万円の減、4項1目出産育児一時金で126万円の減、5項1目葬祭費で12万円の減は、それぞれ件数の減によるものであります。

42ページをお開き願います。3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金で12万6,000円の増。44ページになります。4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金で3万4,000円の減。46ページになります。5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金で5万6,000円の減。48ページになります。6款介護納付金、

1項1目介護納付金で12万円の減は、それぞれ支援金、納付金、拠出金の確定によるものであります。

50ページをお開き願います。7款共同事業拠出金で1,259万6,000円の減は、22年度以前の医療費割等の精算に伴う拠出割合の確定によるものであり、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金で557万8,000円の減、3目保険財政共同安定化事業医療費拠出金で701万8,000円の減によるものであります。

52ページをお開き願います。8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で128万7,000円の減は、主に健診委託料の減によるものであります。

54ページをお開き願います。9款基金積立金、1項1目基金積立金で10万7,000円の増は、運用利息の増によるものであります。

56ページをお開き願います。11款諸支出金、1項3目特定健康診査等過年度過誤納還付金で68万1,000円の増は、平成23年度の特定健康診査等負担金の精算返還金によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては7ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税で97万6,000円の減は、一般被保険者分で44万8,000円の増、退職被保険者分で142万4,000円の減によるものであります。

2款国庫支出金で5,085万8,000円の増、3款療養給付費等交付金で88万9,000円の増、4款前期高齢者交付金で516万5,000円の増、5款道支出金で1,263万5,000円の減は、いずれも歳出の保険給付費に基づく国、診療報酬支払基金及び北海道の負担ルール分による補正であります。

6款財産収入で10万7,000円の増は、基金運用利息の増であります。

7款共同事業交付金で4,140万円の増は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の対象医療費の増によるものであります。

8款繰入金で663万9,000円の減は、一般会計繰入金の減によるものであります。

10款諸収入で766万6,000円の増は、一般被保険者の第三者納付金、返納金及び財政調整のための雑入の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,502万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,737万4,000円とするものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。22ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で8万6,000円の増は、高齢者保健医療福祉推

進協議会の開催回数の増によるものであります。

3項2目認定調査費で25万6,000円の減は、主治医意見書手数料等の減によるものであります。

26ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費で2,448万4,000円の減は、通所介護における介護報酬単価減等によるものであります。

2目地域密着型介護サービス給付費で2,880万2,000円の減は、新たに整備された認知症高齢者グループホームの事業開始がおくれたことによるものであります。

3目施設介護サービス給付費で3,098万3,000円の減は、介護老人保健施設と介護療養型医療施設における介護報酬単価減等によるものであります。

28ページになります。2項1目介護予防サービス給付費で628万3,000円の減は、通所介護における介護報酬単価減等によるものであります。

34ページをお開き願います。3款基金積立金で341万3,000円の増は、保険給付費の減等による基金への積み立てであります。

36ページをお開き願います。4款地域支援事業費で、38ページになります。2項2目任意事業費で119万2,000円の減は、事業費確定によるものであります。

5項1目介護基盤緊急整備等特別対策事業費で1,495万7,000円の増は、新たに整備された認知症高齢者グループホーム1施設の整備事業者に対する補助で、全額道補助金で対応するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括で説明させていただきます。1款保険料で578万2,000円の減は、所得階層第6段階から第9段階の被保険者数の減によるものであります。

2款分担金及び負担金で76万3,000円の減は、地域支援事業における自己負担金の減によるものであります。

3款国庫支出金で2,358万円の減、4款支払基金交付金で2,666万2,000円の減、5款道支出金で195万7,000円の増は、いずれも歳出の保険給付費に基づく国、診療報酬支払基金及び北海道の負担ルール分による補正であります。

6款財産収入で7万3,000円の増は、基金運用利息の増によるものであります。

7款繰入金で2,026万9,000円の減は、保険給付費の減等による一般会計繰入金の減によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,043万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,279万円とす

るものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。16ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で1万5,000円の減は、旅費の減によるものであります。

18ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で1,020万2,000円の減は、主に事務費分負担金101万7,000円の減及び保険基盤安定分負担金887万6,000円の減によるものであります。

20ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で21万4,000円の減は、主に後期高齢者健康診査委託料の減によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。1款後期高齢者医療保険料で180万6,000円の減は、主に現年度分保険料の所得割及び均等割賦課対象額の減によるものであります。

3款繰入金で991万2,000円の減は、主に保険基盤安定分に係る一般会計繰入金の減であります。

4款繰越金で149万6,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

5款諸収入で21万2,000円の減は、健康診査受託事業収入の減によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 議案第3号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時01分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 議案第3号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,211万7,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億5,595万4,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正であり、4ページの第2表、地方債補正に記載のとおり下水道資本費平準化債から過疎対策事業債までについて1,270万円を減額し、補正後の限度額を3億2,280万円とするものであります。



補正の主な内容につきましては、22ページの歳出からご説明いたします。1款下水道費、1項1目一般管理費で11万4,000円の増は、平成23年度分消費税納付額の確定による27節公課費13万円の増が主なものであります。

2目維持管理費で370万円の増は、空知太中継ポンプ場の水位計及び関連機器故障等による予算額の不足に伴う修繕料440万円の増と、計画停電対応のための発電機リースに伴うポンプ場維持管理委託料82万円の増及び中空知広域水道企業団の人件費減に伴う下水道使用料算定等事務委託負担金63万2,000円の減が主なものであります。

3目水洗化促進費は、財源内訳の変更であります。

4目公共下水道整備事業費で736万4,000円の減は、25ページ、下水道整備事業の事業費確定による13節委託料で229万1,000円の減及び15節工事請負費491万4,000円の減が主なものであります。

5目流域下水道整備事業費で250万4,000円の減は、北海道で施行の流域下水道整備事業費の減に伴う流域下水道整備工事負担金248万2,000円の減が主なものであります。

26ページをお開き願います。2款個別排水処理事業費、1項1目個別排水処理事業費で503万6,000円の減は、合併処理浄化槽の設置基数を当初10基予定しておりましたが、設置基数の見込みが6基となったことによる個別排水処理施設設置工事費423万1,000円の減及び浄化槽維持管理委託の事業費確定による委託料70万8,000円の減が主なものであります。

28ページをお開き願います。3款公債費、1項1目元金で27万3,000円の増及び2目利子で130万円の減は、平成23年度債の借入額及び利率確定が主な要因であります。

次に、歳入につきましては5ページの総括でご説明いたします。1款分担金及び負担金で17万3,000円の増は、現年賦課分の増による下水道受益者分担金及び負担金の増が主なものであります。

2款使用料及び手数料で165万2,000円の減は、下水道使用料滞納繰り越し分の減が主なものであり、平成23年度の現年度分の徴収率が見込みより高く、平成24年度への繰越額が少なかったことが主な要因であります。

3款国庫支出金で342万4,000円の減は、社会資本整備総合交付金事業の事業費確定による減が主なものであります。

4款繰入金で650万5,000円の増は、維持管理費の修繕料の増が主な要因であります。

5款繰越金で57万3,000円の増は、平成23年度決算確定によるものであります。

6款諸収入で159万2,000円の減は、水洗便所改造資金貸付件数の減による貸付金元利収入138万円の減が主なものであります。

7款市債で1,270万円の減は、資本費平準化債で個別排水処理施設整備分の起債限度額の算出方法の変更による150万円の減、公共下水道整備事業債で事業費確定による260万円の減、流域下水道整備事業債で北海道施行の流域下水道整備事業費の減に伴う220万円の減、個別排水処理施設整備事業債で合併処理浄化槽設置基数の減に伴う240万円の減、公共下水道整備事業の事業費確定による減及び個別排水処理施設整備事業の合併処理浄化槽設置基数の減に伴う過疎対策事業債400万円の減であります。

なお、30ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、お目通しをいただき、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 議案第6号 平成24年度砂川市病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、第1条は今回の補正予算を第1号とするものであります。

第2条は、予算第2条で定めた業務の予定量を補正するもので、(2)、年間患者数を入院で2,627人増の14万3,287人、外来で579人増の26万1,217人とし、(3)、1日平均患者数を入院で8人増の393人、外来で2人増の1,066人とするものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、病院事業収益で2億1,624万6,000円を増額し、収入の総額を113億1,910万円、病院事業費用で8,427万4,000円を減額し、支出の総額を122億8,397万1,000円とするものであります。

2ページをお開きください。第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、本文括弧書き中「不足する額5億9,303万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金5億9,303万7,000円」を「不足する額6億448万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金6億448万4,000円」に改めるものであります。これは、資本的収入で3,391万5,000円を減額し、収入の総額を11億2,136万4,000円、資本的支出で2,246万8,000円を減額し、支出の総額を17億2,584万8,000円とするものであります。

第5条は、予算第5条に定めた企業債の補正であります。医療機械器具整備事業分で3,630万円減額し、1億6,810万円とするもので、総額13億7,310万円に限度額を補正するものであります。

第6条は、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、(1)、職員給与費を61億3,910万7,000円とするものであります。

第7条は、予算第8条に定めた棚卸資産の購入限度額を15億3,564万8,000円とするものであります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。収益的収入であります。1項医業収益1億3,885万4,000円を増額するもので、内訳は1目入院収益で2億5,116万1,000円の増額、2目外来収益で1億1,468万5,000円の減額、3目その他医業収益で237万8,000円の増額であり、入院収益及び外来収益は延べ患者数と1人当たりの診療単価の増減によるものであり、その他医業収益は主に室料差額収益が増加したことによるものであります。

2項医業外収益6,745万9,000円の増額は、6ページをごらんいただきたいと存じます。主に3目負担金交付金で4,740万2,000円の増額、4目その他医業外収益で1,825万7,000円の増額は主に研究受託料の増によるものであります。

3項看護専門学校収益749万6,000円の増額は、主に2目負担金交付金が増額となったものであります。

4項院内保育事業収益145万4,000円の減額は、主に1目保育料収益が入所者数の減などにより減額となったものであります。

5項特別利益389万1,000円の増額は、前年度以前の医療費調定による過年度損益の修正益によるものであります。

10ページをごらんいただきたいと存じます。収益的支出であります。1項医業費用8,353万円を減額するもので、1目給与費では148万円の減額で人事異動等による新陳代謝、また看護師については育児休業、年度内退職が主な要因で、1節給料で4,130万5,000円減額、2節手当で1,335万7,000円減額、3節賃金では主に嘱託医師の減で808万5,000円減額、4節法定福利費においては主に共済組合負担金で負担金率の増により6,126万7,000円増額となったことによるものであります。

2目材料費では5,397万5,000円の減額で、1節薬品費において主に化学療法による注射薬剤の使用料等減により1億4,230万3,000円減額、2節診療材料費において循環器系検査や整形外科等手術増により9,112万7,000円増額となったことによるものであります。

12ページをごらんいただきたいと存じます。3目経費では2,677万9,000円の減額で、主に7節光熱水費において電気使用料等の減により1,144万7,000円減額。15ページをごらんいただきたいと存じます。15節委託料において、各業務の事業確定により1,589万2,000円減額となったことによるものであります。

4目減価償却費では577万1,000円の減額で、主に機械備品に係るものであります。

5目資産減耗費は65万3,000円の増額で、機械備品に係る除却費であります。

6目研究研修費では382万2,000円の増額で、主に2節図書費において医学用図書の購入増により233万4,000円増額、3節旅費において後期研修医スキルアップ

研修など道外研修の増により156万9,000円増額となったことによるものであります。

16ページをごらんいただきたいと存じます。2項医業外費用10万4,000円の増額は、主に3目消費税で室料差額収益等の課税収入の増額により79万9,000円増額となったことによるものであります。

3項看護専門学校費用290万4,000円の減額は、2目経費で主に光熱水費や修繕費において使用料、修繕件数の減により206万1,000円減額となったことによるものであります。

18ページをごらんいただきたいと存じます。4項院内保育事業費用36万9,000円の減額は、1目経費の6節委託料において各業務の事業確定により37万1,000円減額となったことによるものであります。

5項特別損失242万5,000円の増額は、主に1目過年度損益修正損で前年度以前の医療費調定等による過年度損益の修正損によるもので158万4,000円増額、2目不納欠損で破産免責許可者の増により84万1,000円増額となったことによるものであります。

20ページをごらんいただきたいと存じます。資本的収入であります、1項企業債3,630万円の減額は、医療機械器具整備事業分で3,630万円減額するものであります。

2項投資償還金101万4,000円の減額は、看護学生学費貸付金で当初返還計画の変更に伴うものであります。

5項寄附金339万9,000円の増額は、主に病院事業資金等として寄附を受けたものであります。

22ページをごらんいただきたいと存じます。資本的支出で、1項建設改良費2,081万2,000円の減額は、1目改築事業費、2節事務費で主に給与費の減により2,081万2,000円減額となったことによるものであります。

3項投資165万6,000円の減額は、1目長期貸付金で看護学生への学資貸付金が当初予定していた貸付者数を下回ったことによるものであります。

24ページ以降は関連資料でありますので、ご高覧いただきまして、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第1号から第6号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 私は、議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算について総括質疑をさせていただきます。

今回の補正予算の特徴は、提案説明にもありましたように緊急経済対策として道路改良

費1,400万円、改良住宅の改修に1億390万円が計上され、また歳入で地域の元気交付金として3,800万円ほどが計上されておりますので、国の政策にかかわることありますので、その財源の内容等について何点かお伺いをいたします。

まず初めに、安倍内閣が決めた政府の平成24年度補正予算は、日本経済の再生に向けた緊急経済対策として10兆円を超える規模の予算を組んでおりますが、この補正予算で追加された公共事業予算は、国の言っている第1の柱、復興・防災対策、第2の柱、成長による富の創出、第3の柱、暮らしの安心・地域活性化の3つの柱で総額の公共事業費は2兆4,400億円規模だと言われておりますが、市の緊急経済対策は、この、どの柱の予算で措置されておられるのか、まずお伺いをいたします。

2点目に、次に新たに創設された地域の元気臨時交付金についてお伺いをいたします。この交付金は、2009年度の麻生内閣時代の地域活性化・公共投資臨時交付金と内容は似ていると聞いておりますが、この交付金の具体的な内容について3点お伺いいたします。

まず1点は、地方負担分の割合と自治体の財政能力に応じた傾斜配分という内容についてお伺いいたします。

2つ目に、この交付金は交付限度額算定の対象となる事業と、実際に交付金が充当される事業が異なる場合があるという複雑な仕組みになっているようでありますが、砂川市として具体的に対象とされる事業はどのようなものなのかお伺いをいたします。

3つ目に、この交付金は消化し切れない場合、来年度以降、原則として2年間と言われておりますけれども、来年度以降に執行する事業のための基金として充当が可能だとされておりますけれども、具体的にはどのような場合を指すのかお伺いをいたします。

最後に、社会資本整備総合交付金の中のメニューの一つとして防災・安全交付金、これは仮称というふうに言われておりますが、これが創設されたようですけれども、これは老朽化対策、防災、減災、公共施設の耐震化、住宅、建築物の耐震化、防災公園の整備、通学路対策、無電柱化などに特化した交付金だと説明されておりますが、砂川市としても住民の安全、安心につながるものとしてこの交付金の有効な活用はできないのかどうか、このことについてお伺いして、第1回目の質疑といたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 大きく3点のご質問があったかと思っております。

まず初めに、1点目の砂川市が行う緊急経済対策の事業がどの柱の補正予算で措置されているのかについてでありますけれども、初めに日本経済再生に向けた緊急経済対策につきましては、景気の底割れを回避し、民間投資を喚起し、持続的成長を生み出す成長戦略につなげていくための政策対応の第1陣とされておりまして、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化の3分野を重点として財政措置するとともに、政策金融などあらゆる政策を総動員したものと、規制改革の取り組み、為替市場の安定に資する施策も盛り込むとされているものでありまして、この緊急経済対策の実施等のため

に必要な経費が補正予算として追加計上されたものであります。今回の補正予算で計上いたしました改良住宅の改修事業、道路の改良舗装事業は、ともに第1の柱であります事前防災、減災等の中の社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であります。また、この事業に係る資本負担分につきましては地域の元気臨時交付金として交付されるものであり、この交付金は暮らしの安心・地域活性化という柱の中の予算となっているところであります。

次に、2点目の地域の元気臨時交付金についてであります。この交付金は国の補正予算で行う公共事業等の地方負担を軽減するために設けられた交付金で、平成21年度補正予算におきます地域活性化・公共投資臨時交付金と同様の考え方の交付金であります。算定の対象となる公共事業等は、国の平成24年度補正予算に計上されたもののうち建設公債の発行対象となるものとされており。

その中の初めに1点目ですけれども、財政力に応じた傾斜配分というところがございます。交付金の交付限度額は、公共事業等の地方負担分の8割とされておりますが、財政力が弱い自治体等に配慮し、財政力指数等により調整し、最も財政力の弱い団体で9割程度になるように設定するとされているところであります。なお、この財政力に応じて配分される交付率につきましては、今後自治体の地方負担額の状況を踏まえ、算式を決定するとされておりますので、本補正予算では8割として計上したところであります。

次に、2点目の具体的に対象となる事業についてでありますけれども、交付限度額の算定となる事業につきましては、補正予算で計上した改良住宅の改修事業、道路の改良舗装事業であり、交付限度額はこの事業の地方負担分に応じて算定をいたします。交付金を充当できる事業につきましては、地方公共団体が作成する地域の元気交付金に係る実施計画に基づく事業に要する費用のうち、当該地方公共団体が負担する経費に充てるとされておりますが、充当の対象となる事業につきましては法令で補助負担割合が定められている事業には充当できないとされており、国から今後示すとされておりますけれども、改良住宅の改修事業には市負担分に充当できることが確認をされておりますので、補正予算として計上したところであります。また、道路の改良舗装事業は、現段階では充当が確認をできていないため計上しておりませんが、国からの情報等を確認しながら実施する事業に充当できない場合につきましては平成25年度の単独事業への充当を考えているところであります。

次に、3点目であります基金としての充当についてであります。財政事情、追加の公共事業等及び地方単独事業の事業量等の状況から、事業予算の計上が困難な場合であって平成25年度以降における地方単独事業等の財源に充てることを目的に積み立てる場合には充当できるものであり、積み立てた基金は原則として平成26年度までに取り崩すものとされているところであります。

3点目になります社会資本整備交付金の中の防災・安全交付金の有効活用についてであ

りますが、防災・安全交付金は緊急経済対策の第1の柱である復興・防災対策において、防災、安全に焦点を置いた社会資本整備のための交付金として平成24年度補正予算において5,498億円が予算措置されておりますが、今回の補正予算に計上いたしました改良住宅の改修事業、道路の改良舗装事業につきましては老朽化した社会資本の改修として交付金の対象事業と認められましたので、事業年度を前倒しして実施するものであります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 内容はわかりました。それで、市長が後で述べる市政方針でも、この補正予算による公共事業で市内経済が上向くと期待しているというふうに言われておりますけれども、具体的にどのような経済効果を及ぼすのかちょっとお伺いしたいのであります。宮川の中央団地も西3条の北通りの予算も今の平成24年度補正予算で組んで繰越明許で25年度に事業を行うと。しかし、同時に25年度もその予算が計上されておりますので、同じところの事業が同じ年度内に2回発注されるというふうになるのか、その辺の具体的な状況というのは、どんなようなことになるのかお伺いをしたいと思うのです。というのは、業者の方々は仕事がふえるのはいいのですけれども、実際に仕事をやっていく上で人材とか資材とか、いろんな面で今大変な状況にあるものですから、本当に経済効果が出てくるのか。逆にふえたことによって、業者の皆さんが大変な状況にならなければいいなというふうにも感じますので、24年度の補正予算と25年度事業、同じ事業が25年度にも組まれているわけですから、それを24年度に前倒しすると言うのですけれども、どのような形になるのか、具体的にこの経済効果についてお伺いいたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 私のほうから、まず同じ事業名が補正予算と25年度の当初予算に計上されているという点につきましてご説明を申し上げたいと思います。

今回の国の補正予算につきましては、基本的には早期に発注することが望まれるということがありますので、基本的な考え方といたしましては25年度事業の前倒しというものが多く取り入れられているところでございます。ですので、西3条北通り、例えば道路改良舗装事業につきましても、当初の予定では25年度、26年度の2カ年の事業として今後予定しておりました事業につきまして、それを24年度補正、25年度の当初予算という形で1年事業として前倒しをして完成を早めるという形になっております。宮川中央団地につきましても、住宅の改善事業として年次計画で定められておりましたものを全体的に前倒しをして実施するものであります。補正予算につきましては、早期の発注が期待されておりますので、事業といたしましては新年度早々にも発注するという形になろうと思っております。当初予算の部分につきましては、若干それらとタイミングを見ながら発注することによって、事業としては一定の事業量が確保されるということが見込まれますので、経済効果といたしましても事業費が総体としてふえておりますので、一定の経済効果はあらわれるのではないかと、そのように考えているところでございます。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 今総務部長が申し上げたとおりでございますけれども、もともと公共事業につきましては私の政策の中の重要な位置を占めておりまして、よく建設関係の人に話しますのですけれども、やはり事業費が波を打つ、多いときと少ないときの差が激しいほど、やっぱり業界は困ると。ただ、私が常々申してきたのは、ある一定の規模で何とか推移していきたいと。たまたま今回は国の景気浮揚策で、いわゆる市が事前に申請をしていた、25年度に予定していた補助事業のみを許可してくれたと、全部ではないのすけれども。ただ、そのときに今建設業界の人とよく話していると、これは市の事業だけでやっていけるものではないのすけれども、国なり道の事業費が大きく落ちていると、なかなか厳しいのだと、人も整理していつていると、その中では一遍にたくさんの仕事が増えても対応できないかもしれないと。そういう話は昨年来、私も聞いていたわけでございますけれども、今回前倒しするに当たっては、なるべく波が次年度以降も平準化するような、また市内で消化できるようなこともある程度加味しながら4月に発注する分、秋ごろに発注をする分と、その工区を分けながら何とか実施することによって、平年度以上の公共事業費はやっぱり市内に雇用の確保なり、次の事業のための運転資金なり、それぞれやっていくには市もそれに伴う財源、これは有利な財源ですからどうしても、いわゆる事前から市が予定している事業ですから、その分が有利な財源、一般財源が少なくても事業ができると。市にとっても非常に貴重な財源であるし、また業界にとってもある程度雇用の確保なり図れるというふうに私は考えておりまして、これによってそれぞれ働いている人たちの給与も確保されるということは、それに応じて市内の経済の波及効果もあると。要するに金が回っていかないと、なかなか地域経済は回っていかないとというのがございます。ですから、建設業の割合も砂川市は多いですから、その事業は今回は景気浮揚策ですから、ある程度効果はあるものというふうに思っているところでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 私たちもぜひ経済効果は出てほしいというふうに思っているのすけれども、ご承知のとおり今震災地なんかはいろいろと仕事があっても資材が高かったり、労賃が高かったり、人がいなくて大変で受注ができないというような状況も、きのうあたりも随分報道されている状況もあるのです。ですから、お金を出してやるよといっても実際にそれは建設業者の皆さんや雇用の部分にきちとつながるように我々はぜひしていただきたいというふうに考えますし、今回のように補正予算で仕事がふえることは大変いいことですし、雇用もふえることはいいことなのすけれども、業者の皆さんの負担にならないように必要によっては、これは法的なこともあると思うのすけれども、工期の延長とか、やっぱり建設業界の皆さんのお話を聞いて、本当に北海道はご承知のとおり秋遅くなると雪が降って仕事が大変だという状況も出てくるものすから、そういう意味でやっぱり建設業界の皆さん、あるいはそこで働く皆さんの生活が少しでも豊かになるように、地



域の経済が活性化できるように、ぜひ配慮をしながら発注をしていただきたいということをお願いして終わります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 私も一般会計補正予算に対しての総括をしたいと思うのですが、趣旨は大体、今土田議員さんがおっしゃられたことと同じなのですが、ただ国としては安倍首相が13兆円に及ぶという大型補正なのだと、これはあくまでも地域が活性化するためだというお話もあるわけです。そんなような意味からすると、随分何か13兆円という割にはうちに来ているお金が少ないのだなというのが正直なところなのですが、先ほどの議論の中で余り多くなったら建設業界も困るのだという話もあるので、ただこれは、だから整備をしたわけでは決してないのだろうと思うのです。実際のところ、これぐらいしかうちの事業としてはなかったものなのかどうか、もうちょっと事業があればお金は回ってきたものなのかどうかということをお伺いしたいなというふうに思うわけです。つまりこういう事業は、確かに先ほど土田議員もおっしゃったとおりで、国も道も市もやっぱり公共事業を減らしてきましたから、業界もどんどんリストラをしてきたことは確かです。だから、一度に出てしまっただけは大変だということはあると思うのです。ただ、市長はこれからこの政策についてどう思われているかということなのですが、これが何年間か続いていくということになれば、当然設備投資も機械も入れて人も雇って、さらに公共事業が、そしてその業界が雇用を生み出していけるチャンスにはなるとは思うのです。これは、もしかするとこの1年だけなのかなと考えていらっしゃるものなのか、それとも確実に地域の経済も上がっていくためには将来的にどういうふうに考えていくのか。それに伴って、それぞれの会社そのものが投資をしていけるのかどうかということにかかわってくるというふうに思うものですから、今回のこの補正というのは市長にとってみれば、なかなか短期的な予算なのではないかというふうに思われているのか、将来的にも続いていくのかというふうに思われているのか、この辺のところをぜひお伺いしたいと思っております。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 2点ほど質問がございました。

まず、1点目の今回の補正につきましては先ほど総務部長が説明していますとおり、市が25年度に予定している補助事業、これは事前に国のほうに行っています。その補助事業しか対象になりません。だから、今回国のほうで景気浮揚だからといって、予定していない事業も財源がいいからやりたいといっても認められませんから、公共事業というか、補助事業を予定していない市町村は一切当たりません。その分が、砂川市の予定している分があったと。ただ、国のほうでは枠配分がありますから、市が予定しているものの全部が該当になったわけではございません。国のほうからここまでと、これは国次第ということでございます。

それから、将来的にどう見ているのだと。これは、市長の個人的なものになろうかと思えますけれども、いわゆるアベノミクス、3つの3本の矢ということで成長戦略、それから金融緩和、それから財政出動、今回はこの財政出動の部分で出てきたと。ただ、これはミクロ経済でいえばそれはそれでいいです。ところが、マクロ経済になると為替の相場によって影響してくるので、それに基づく円安であったり株価の動向とは、公共事業と連結しない部分がございます。それと、もう一点、一番これは新聞等でもよく言われているのですけれども、財政規律をしっかりと日本が守らないと、いわゆる赤字国債の金利の上昇を招きかねないと。だから、公共事業をやるということはふだんよりも多くやる。例えば4兆円の赤字国債の目標が民主党政権下にありました。それ以上ふやすと信用を失うと。だから、今回自民党がそれを超えて1兆3千億ほど多くやったと。これをずっと続けるということは、日本は財政的に将来危ないのではないかというふうに外国が判断すれば赤字国債についての金利の上昇を招き、日本はその負担だけで参ってしまうと。いわゆる財政規律と経済成長をどう両立するかというのが今の日本の課題であって、国がこのまんまの状況で公共事業を私はやれるとは思っておりません。というのは、橋本内閣のときにも公共事業をかなりやって各市町村は大赤字をこいたのですけれども、結果的にはそれだけでは経済成長にはつながらなかったと、一過性でしかないという大きな反省がございます。ですから、安倍総理は成長戦略を重視するのだと。その目玉は何かということ、いろんな日本の特徴を生かした産業を伸ばしていこうではないかというのがございますけれども、やっぱり本当のところはTPPだったのだらうというふうに思うのですけれども、その参加によって貿易立国としてやっていこうというのがアベノミクスの成長戦略の目玉だったのだらうと私は思っているのですけれども、それが成功しないと失われた20年というのがございますので、それを何とか今日本は本気でデフレから脱却しようとしている。私は、日本の将来なり地方経済を考えると、今回は不退転の決意で成功させてほしいというふうには思っておりますけれども、公共事業がこのままで続くかということ、それをやると赤字国債を単純に発行するだけと。恐らく5%の消費税は社会保障費を賄うにも足りないだらうと。あと10%は上げないと現状の社会保障費では賄えないという額になっておりますので、そこのところは国の問題になりますので、私は今の国の流れなり財政の流れ、経済の動きを見ていくと、公共事業については、そんな簡単に国は次年度以降も続けられるのだらうかと。恐らく防災の観点のほうは重点的につけてくるだらうけれども、総額は赤字国債の枠というのはやっぱり財政規律で守っていかなければならないのだらうというふうに見ますので、今回についてはある程度有利な財源で地方も助かる、それも無駄な公共事業をやるわけではなくて必要な公共事業をやる。業界についても十分話はしましたけれども、工期の設定等で十分消化できるというふうに聞いてございます。その部分については、ある程度経済効果はあるというふうに思っておりますけれども、ずっと続くかどうかはちょっとこれは安倍さんに聞いてみないとわからないという状況でございます。

以上、ご質問にお答えを申し上げました。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で議案第1号から第6号までの一括総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、議長を除く議員全員で構成する第1予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

第1予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時46分